

勤労者福祉の向上

概 要

勤労者財産形成促進制度の概要

勤労者財産形成促進制度（財形制度）は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法（財形法）に基づいて創設され、勤労者の貯蓄や持家取得といった財産づくりのための努力に対して、国や事業主が援助、協力する制度である。

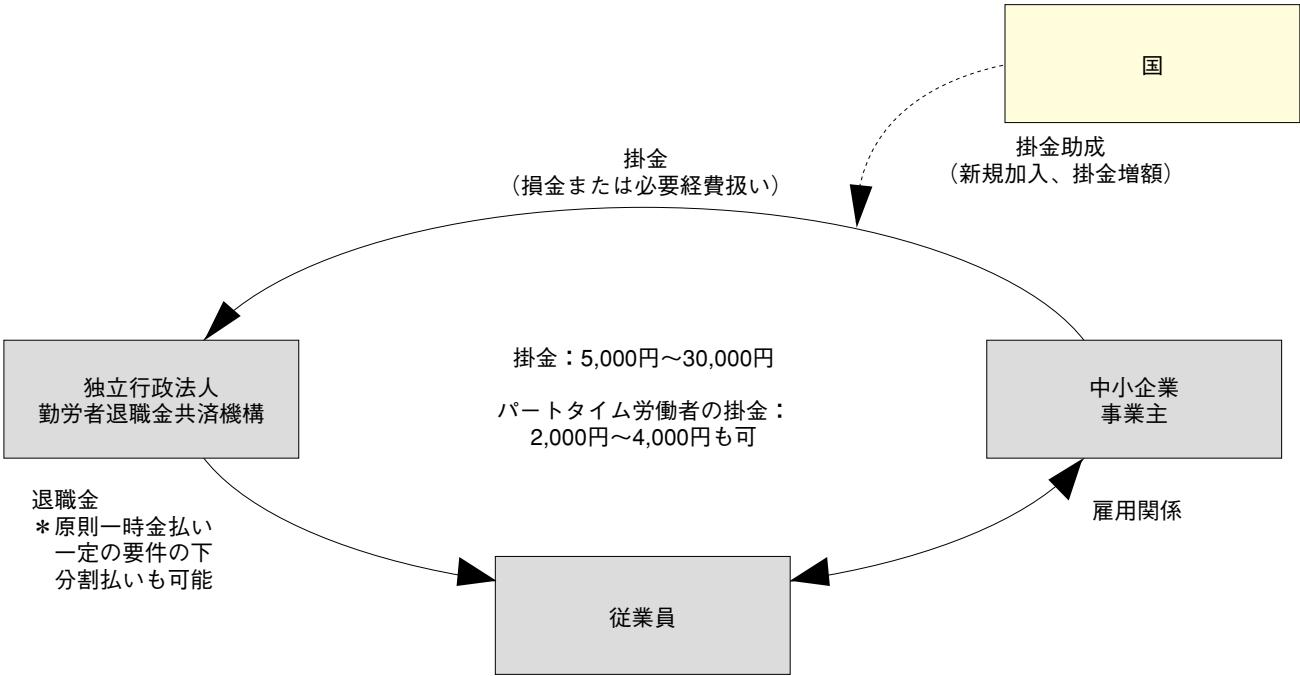


金利は平成21年4月1日現在
貯蓄・融資残高は21年3月31日現在

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



加入・支給実績（平成20年度）

	一般の中小企業 退職金共済制度	特定業種退職金共済制度		
		建設業	清酒製造業	林業
対象者	主に常用労働者	各業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）		
共済契約者 （事業主）数（件）	373,774	187,756	2,496	3,328
被共済者 （労働者）数（人）	2,951,352	2,774,644	28,997	40,403
退職金等 支給件数（件）	315,980	84,582	750	2,911
退職金等 支給金額（千円）	428,117,473	78,977,717	470,229	1,816,672

（注）共済契約者数及び被共済者数については、平成20年3月末現在の数値である。